

モンゴル国における女性研究の動向と研究紹介

今岡 良子
いまおか りょうこ

モンゴル国における女性に関する研究の動向について社会主義の時代と民主化以降に分け、それぞれの特徴をまとめ、また今年度入手できた文献資料を紹介していきたい。

(1) 社会主義時代の女性に関する研究

まず、社会主義時代の女性史研究について「モンゴル人民共和国における非資本主義的發展論と女性解放」(今岡 1997)の中で詳しく述べているので、ここでは民主化後の研究との関連で特徴的なことをおさえておきたい。

社会主義時代のモンゴルで歴史研究の中に「女性史」という研究は見当たらない。むしろ「女性の解放」「女性の地位向上」という政治課題を評価する研究が存在する。主な文献については次のものがある。

①エ・チミッドツェレン著「女性の生活に現われた変化は非資本主義的發展の成果である」は1970年に出版された『モンゴル人民共和国における非資本主義的發展の歴史に関する諸問題』に収録されている。この著者が社会主義時代の女性・女性史研究の軸となっている。

②翌1971年にはチミッドツェレンの『モンゴル人民共和国における女性解放の歴史』という本が出版された。1921年の人民革命以降、党がどのように女性解放政策をとってきたか、詳しくまとめている。

③同年にはツ・パダムガラブの『モンゴル人民共和国における女性と子ども』という啓蒙書が出版され

た。女性と母性の保護を目的とした制度と施設にはどのようなものがあるか、統計資料を使い、わかりやすくまとめている。

④1975年には『モンゴル人民共和国における女性』という統計資料が出版された。主なデータは社会主義建設が完成し、国連の仲間入りをした60年代以降のものである。モンゴルの女性が差別からどれくらい解放されているかをコメコン加盟諸国の女性のデータの中に位置づけたり、資本主義国の女性と比較したり、興味深い統計集である。

⑤1976年にはチ・オウンチメグの『モンゴルの女性』という啓蒙宣伝書が出版された。農牧業、工業、教育、文化、医療・スポーツ・科学の分野の女性の活躍ぶりについて書かれている。

⑥1979年にはデ・ゾンドイが母子保護のために発布された法律をわかりやすく解説した『モンゴル人民共和国における母子の権利』が出版された。

これらの文献の特徴をあげよう。どの文献もレーニンの著作、党史資料集、党機関誌、女性向けの党機関雑誌を引用・参考文献としている。女性と向き合い、彼女らの思いを問題意識として展開した研究がない。チミッドツェレンの②の著作は質と量、総合性から見ても、モンゴル人民共和国の女性研究

の主軸と見ていい。また、③～⑥の研究は、その各論を深め、また女性の自覚を高めるための啓蒙宣伝の役割を果たしている。つまり、①～⑥の文献を見るかぎり、モンゴルの女性研究は非資本主義的發展論を基軸としており、多様な価値観にもとづいた女性研究ではないことを特徴として述べることができる。1921年の人民革命により女性は解放され、1924年の憲法により男女平等は法的に保障され、非資本主義的發展論による近代化を進める党の指導性とソ連の援助によって男女平等を実現してきた。この考え方が基本に流れている。

ここで問題点を3つあげよう。1つめ。非資本主義的發展論によって、人民革命前の『かまどの人』を家事と家畜の世話から「解放」された女性と「解放」されない女性が作りだされた。前者は労働者となり都市に住む女性、後者は遊牧社会に住んでいる女性となった。遊牧は社会主義的に改造され、都市住民の食料、軽工業の原材料、コメコンへの輸出産品を生産し、社会主義經濟の基盤を支えたが、その成果の多くは都市に集積された。社会主義によって解決できると考えられていた「都市が農村を搾取する構造」が、社会主義社会にも作られた。「解放」されなかった女性が、「解放」された女性の重荷に耐える。この矛盾に目を向ける研究は生まれなかった。

2つめ。革命の年1921年、その直前のクーロンを撮影した『蒙古写真帳』にはモンゴル人娼婦の写真がある。1919年にロシア人イ. マイスキーが隊長となって行った外蒙調査の報告『現代蒙古』を日本語に翻訳した『外蒙共和国』にも次のような記述がある。「庫倫の蒙古婦人は全部春を稼ぎ、各大都市や比較的大なるラマ廟の附近にては、普通幾多の帖幕が軒を並べ、其ところで醜業を営んでいるが、中には家族と同居しつつ、稼いでいる者もまた珍しくはなく、誰1人『猷欲の犠牲者』として排斥し、石の1つも投げるようなことは、蒙古人にとっては夢にも考へ及ばない処である。」クーロンの女性がすべて売春をしているというのは過言であろうが、売春婦

が多かったことはたしかなことであろう。売春の始まりについてマイスキーは次のように分析している。「醜業の始まりは、清朝政府が中国人女性の移住を禁じていたため、モンゴルに住む中国人は、数年あるいは数十年妻なしで生活することになり」売春婦を求めるようになった。そして、「蒙古全男子数の四割以上がラマ僧であり、それが独身の誓約を履行せねばならないが、自然の力はきわめて強烈であって、3分の1といたいだが、おそらく2分の1以上も禁欲の誠を守るものはない。」という社会状況が売買春を蔓延させた結論づけている。

マイスキーの記述をもとにすると、革命前の社会で売春をする女性の一部の特殊な人々ではないと考えることができる。資本主義列強の市場經濟の波にもまれる清朝、その支配下におかれたモンゴルで、家畜を失い、都市に流れこみ、売春婦とならざるをえなかった女性は多かつたであろう。モンゴル人民革命党政府はそういう女性たちを救済し、社会参加させなければならなかったはずである。その過程を取り扱った研究が存在しないことは、非常に残念なことである。

3つめ。モンゴル国において多数を占める民族はハルハ族である。モンゴルの現代史は、1921年の革命後、ハルハ中心主義をとり、モンゴルには民族問題は存在しないという建前をとってきた。少数民族の生活様式に関する文化人類学的調査研究は存在するが、少数民族としての歴史、また個人のライフヒストリーの研究は生まれていない。

中国内モンゴル自治区の東部は旧満州の地である。そこで生まれ、日本の教育を受け、満州軍に入隊し、ハルハ河戦争（ノモンハン事件）で日本軍とともに、ソ連・モンゴル軍を敵に回して戦うことになったモンゴル人もいる。その東部国境で、もともと国境の概念のない遊牧社会にいきなり国境を引かれ、突然中国人にされたモンゴル人が一家離散し、ある者は文化大革命の時代を生きた人生があり、ある者は内モンゴル自治区からモンゴル国に越境し、「日本のスパイ」として迫害された人生もある。日本の軍

事的な大陸進出によって分断された多くのライフヒストリーは、まだ光をあてられず、モンゴルの現代史の中に位置づけられていない。

さて、これらの問題点が民主化後の研究で克服されたのだろうか。

(2) 民主化後の女性に関する研究

モンゴルは 1990 年の民主化後、1991 年に市場経済へ移行した。IMF の指導の下、ショック療法による急激な市場経済導入はモンゴルの社会にとっては激震であった。国営企業の民営化の失敗により多くの失業者を生み出し、女性・子ども・老人が社会的弱者と化した。市場経済移行後に新たに生じた問題、女性の地位の低下、失業や貧困、家庭内暴力、売買春、人身売買の問題は新聞やニュースでしばしば取り上げられた。経済成長がプラスの方向を向き始めた 1996 年頃から政府と国際機関と NGO が社会的弱者となった女性の救済に力を入れるようになった。

ジェンダーという言葉が流行し始めるのは 2000 年頃である。女性史というまとまった形の研究は生まれておらず、これからというところである。社会主義の時代との違いは、外国の機関が熱心に調査研究・出版活動を行い、その支援を受けてモンゴルの国立研究機関や NGO も活動していることである。ここではまず国連諸機関の研究状況、次にモンゴルの国立研究機関・NGO の調査研究を紹介したい。

(2.1) 国連諸機関の研究

UNDP、World Bank、UNPF は、市場経済への移行のマイナス現象の 1 つとして女性に生じた問題を位置づけ、年間報告書の中で取り上げている。

UNDP は、1997 年に出版した最初の“Human Development Report Mongolia”の 1997 年版で女性の政治参加と決定について、2002 年版と 2003 年版では男女平等について、2004 年に“Millennium Development Goals: National Report on the Status of Implementation in

Mongolia”を出版し、男女平等と女性へのエンパワメントについて取り上げている。2000 年に“Gender briefing kit”を出し、現状を共通認識とするための統計の公開と関連機関の説明などを書いたガイドブックの役割を果たしている。また、2002 年に地方の遊牧民女性を取り巻く問題を研究した“A Gender Lens on the Rural Map of Mongolia: Data for Policy”を出版している。

World bank Mongolia は、2000 年から“Gender Stats- data base gender statistic”というウェブサイトを公開し、国立統計局の資料をもとに情報提供を行っている。

UNPF は、2002 年に 2006 年までの基本計画“Third Program of Assistance to the Government of Mongolia”の中で男女平等と女性へのエンパワメントを提案している。

UNICEF、UNIFEM、UNFPA は女性が抱える問題を主要なテーマとして独自に調査を行ない、モンゴル人研究者・研究機関の調査を支援している。

UNICEF は、2000 年に“Children and Woman in Mongolia”を出し、国立栄養研究所や女性情報センターや国連の研究機関の資料をもとに、女性の地位・健康・栄養状態などの現状を紹介している。

UNIFEM は、2001 年に“Women in Mongolia-mapping progress under transition”を出版し、社会的地位、経済的地位、政治参加の 3 点から女性を取り巻く現状を分析している。

UNFPA は、2000 年にモンゴル厚生省と共同で“Reproductive Health, Gender and Rights in Mongolia”を発行し、「人口と家族計画」と「女性の法的地位」の章で家庭内暴力、性的暴力、セクシャルハラスメント、性労働と人身売買など女性を取り巻く諸問題を取り上げている。また、同年、“Mongol uls nhkhun urjikhun eruul mend, jender ba erkh-kholbogdokh khuuliudin zaaltuudin emkhtgel”を発行し、女性を取り巻く法的環境について現状の問題点を指摘している。

このように国連諸機関は、市場経済移行により女性に起こった問題を熱心に研究し、女性の地位を取り戻し、経済力をつけるために知的、資金的協力を熱心に行っている。英語とモンゴル語で出版されているので、外国人にとってもアプローチしやすい。

さて、ここで問題点を2つあげよう。1つめ。IMFがポーランドで行ったショック療法をモンゴルに当てはめようとした時、同じ国連のメンバーとして止める役割を果たしていれば、このような事後の手当ては必要なかっただろう。モンゴルは1985年からペレストロイカを始め、1987年から本格的な構造改革に着手し、私が初めて訪問した1989年には地方の隅々に地域の実情にあわせた変革が住民の手によって進められていた。ショック療法は民主的な民主主義の形成や社会制度改革の道を閉ざし、国際機関の指導と援助なしにはやっていけない状態を作り出した。空爆をしておいて、あとから援助をするという国連内の連携プレーではないだろうが、国連が果たした役割に対する真摯な反省はどの文献にも見受けられない。

2つめ。UNDPは“A Gender Lens on the Rural Map of Mongolia: Data for Policy”で遊牧民女性を取り巻く問題を人口センサスの統計等を使い、首都、県都、郡中心地、遊牧地域レベルで比較し、遊牧地域が市場経済から取り残されている問題点を指摘している。私が気になるのは、unpaid workという考え方である。都市労働者は生産手段を所有しないために、自分の労働を賃金にかえるかどうかということが重要な問題である。しかし、遊牧民は生産手段を所有し、自分の裁量で経営を行う。家庭内外のunpaid workは、自らの労働で生み出し得ることができる領域であり、市場の作用を受けない底力でもある。労働者と遊牧民の労働の概念は異なるにもかかわらず、一律に比較することに疑問を感じる。遊牧の労働と生活の特殊性を出発点として、内側から彼女らの叫びを聞き、問題化していかなければ本質を見ることは難しいであろう。また、ここでも市場経済への移行に乗り遅れることが貧困の

原因と考えており、貧困が作り出す資本主義と厳しく対峙する姿勢はどこにも見られない。これらは、この報告書だけではなく、国連諸機関の研究に共通する問題点である。

(2.2) モンゴルの研究機関とNGOの研究

2000年前後からモンゴルでもジェンダーという言葉が使われるようになり、ジェンダーの視点をもった研究、ジェンダー教育の必要性が提唱されるようになった。

(2.2.1) ジェンダーに関する研究と教育について

国立統計局は1999年に“Mongol ulsin emegteichuud ba eregteichuud”という統計表を出版し、2000年の人口センサスの後、2002年に“Mongol uls dakhi khuisiin yalgaatai baidal:undeslesen sudalгаа”（「モンゴル国におけるジェンダー、基本的研究」）と“Mongol uls dakhi khuisiin yalgaatai baidal:sedevchilsen sudalгаа”（「モンゴル国におけるジェンダー、テーマ別研究」）を出版している。

モンゴル国立大学人口研究所は市場経済移行後に生じた様々な社会問題を意欲的に調査研究しているが、その主任研究員のア・ソロンゴは「モンゴルの教育におけるジェンダーの諸問題」という論文を書いている。

NGO「人権発展センター」(CHRD)が2001年に「ジェンダー研究を進展させる必要性と可能性」という論文をWEBサイト上で発表している。また、このNGOのジェンダー研究班が、『ジェンダー研究の序論』という教科書を出版し、外国におけるジェンダーの先行研究を紹介している。

「国立子どもセンター」、NGO「子どもと家族プロジェクト」、NGO「ジェンダー平等センター」、国際援助団体「ワールド・ヴィジョン」は、ジェンダーの考え方を宣伝するパンフ「あなたはこれを知っていますか？」を共同出版している。

(2.2.2) 女性にかかわる深刻な社会問題についての研究

特に、今モンゴルで問題となっているのは、女性に対する暴力、売春、人身売買の問題で、国立研究機関と NGO は熱心に調査研究を行っている。以下、その3つのテーマについて、NGO の調査研究を紹介したい。

(2.2.2.1) 女性に対する暴力について

NGO 「人権発展センター」と NGO 「暴力反対センター」、NGO 「すべての女性差別を一掃する条約の実行をチェックするセンター」が、2002 年に UNIFEM の資金助成で “Mongol uls dakhii emegteichuudiin esreg khuchirghiilel ba khuuli erkh zuin orchin” (「モンゴル国における女性に対する暴力と人権をめぐる法的環境」) を出版している。モンゴル女性の現状、法的環境の変化、被害者と加害者の実情について報告している。

①モンゴル女性の現状

モンゴルの人口 240 万人の内女性は 50.4% を占める。全女性の 43.2% が 0-15 才、47.4% が 16-54 才、9.1% が 55 才以上という年齢構成である。経済活動可能な人口の 45.5% (429,887 人) が女性で、この内 83.4% が仕事に就いている。教育部門の 71.1%、医療・社会福祉部門の 80.3%、商業サービス部門の 54.2% が女性である。女性の 97.5% が有識字者で、2000 年において大学生 84,797 人の内 63.2% が女子学生である。このように高い教養を身につけているにもかかわらず、モンゴルの女性は様々な問題を抱えている。

そして、この問題点を次の4つに分析している。

1つ目は、市場経済移行後、女性は政治的な決定の場の参加は極めて少なくなった。2000 年において国会議員の 11.8%、県や首都の地方議会議長の 4.5% しか占めていない。大臣や首都長にも女性はいない。副大臣、高官に 2 人、省の下の方の長が 16%、地方の郡長や首都の区長の 3.3% を占めるのみである。

2つ目は、自由市場経済への移行期に構造改革と定員削減が行われ、男性よりも女性の方が大きな打撃を被った。女性は市場経済の発展に伴い得られるべき機会を自分の才能や能力を伸ばすことに結び付けられていない。たとえば、社会的な富を得ている女性は 39.65% であるのに対し、男性は 60.35% である。全ての失業者の 69.5% を 35 才までの若者が占める内、52% が女性である。

3つ目は、生活水準が下がり、貧困が深刻化し、貧富の格差が拡大している。2000 年の人口センサスによると、わが国の戸数は 541,149 であるが、この内 16.3% が女性戸主である。1998 年に行われた生活水準調査では女性戸主の 47.1% が貧困家庭である。

4つ目は、現在女性に対する暴力は社会的な問題の1つとなっている。暴力反対センターが 1998 年に行った 5000 人の調査を見ると、3人に1人が何らかの暴力、抑圧の下で暮らし、女性 10 人に 1 人は肉体的な暴力を定期的に受けているという結果が出ている。

②法的環境の変化

この本では、社会主義時代の女性の権利を保障する法的環境として国連の条約批准について述べている。

1951 年に勤労者男女は同等の賃金を与える条約、1965 年に女性の政治的権利に関する条約、1969 年に母親の権利を守る条約、1981 年に女性に対するあらゆる差別をなくす条約、自由意志に基づく結婚と結婚年齢、手続きについての条約にそれぞれ批准した。ここまでが社会主義の時代に準備された条約であるが、1993 年に国連は女性に対する暴力の反対について宣言文を出させた。

ここで、このように国際的な水準まで女性の地位を高めてきたにも関わらず、民主化後、国内法の改悪を行ったことが女性の地位の低下を招いた原因の1つであると指摘している。これは、民主化後、民衆の意見が反映されないまま立法化された多くの事例の1つと言える。

1963年に制定された刑法の142条では、「女性が政治、経済、社会、文化的な生活、家族関係において平等な権利をもって参加する時に暴力を用いたり、暴力的な脅迫をしたり、平等な権利を激しく違反するなら、最高3年の拘置、あるいは25,000から100,000トゥグルクの罰金とする。」と女性への暴力に対して厳しい態度を示していたが、2002年に新しく制定された刑法では「この指示によって1つも控訴しに来たことがない」と基本的にこの条項を削除したのである。

ここで罰則がゆるくなったことが家庭内暴力を増加させたという指摘がある。しかし、男女平等が法的に保障されている社会において、上から重圧をかけなければ家庭内暴力が発生するとしたら、根本的な問題を解決せず、力で押さえ込んでいただけではないだろうか。これは、民族問題はなくなったとされる旧社会主義国で体制変換が起こると、民族紛争が噴出すことに似ている。

1996年に政府が出した「女性の現状を改善する基本計画」には女性に対する暴力、人権の問題を特別に配慮すると明記された。女性を暴力から守るNGOも増加している。「女性に対する暴力反対センター」は全国に8つの支部を持ち、過去5年間に639人の女性と641人の子どもづれの女性を保護した。「モンゴル女性法律家連盟」は、ドメスティック・バイオレンス反対法を準備し、2004年に制定された。人権発展センターは女性の性労働によって利益を得る人身売買との闘いに取り組んでいる。

③被害者と加害者の実像

暴力の被害者数は、警察の資料では1998年に167人、1999年に173人、2000年に153人であるのに対し、NGO「HIV・性病と闘うセンター」の資料では、1998年に241人、1999年に256人、2000年に243人と上回っている。

NGO「女性に対する暴力反対センター」の資料によれば、被害を受けた女性の38%が見知らぬ人であるのに対し、64%が家族あるいは知人である。この内、13.8%が義理の父、10.1%が実の父、

14.4%が親戚、12.2%が知人、12%が友人である。弟や婿からの暴力も確認されている。

被害者の年齢については、1998年に47.3%、1999年に46.2%、2000年に31.4%が14才以下の少女である。

加害者の年齢については、1998年から2000年にかけての平均は、22%が20～24才、22%が25～29才、15.7%が35～39才、14.1%が30～34才、13.1%が40才以上、12%が15～19才、15才未満の少年も2人確認されている。

加害者の学歴については、52.4%が8年制、30.9%が10年制、6.3%が小学校、5.8%が専門学校、3.7%が学歴なし、1.0%が大卒である。

加害者の専門については、39.8%が専門なし、14.1%が運転手、5.2%が建築、3.1%が溶接工・大工・トラクター運転手、2.6%が整備士・水道工、22.5%がその他である。

家庭内暴力の理由については、1998年から2000年にかけての326ケースの平均は、51.2%が関係のずれ、24.8%が嫉妬、7.4%が理由なし、4.9%が飲酒、4.3%が財産・子供の問題である。

家庭内暴力の被害者について、64%が妻、10%が母親、8%が親戚、7%が同世代の女性、5%が娘、3%が同居人・離婚した妻とある。この14.4%が死亡に至っている。

家庭内暴力の加害者について、64%が夫、10%が子ども、8%が親戚、7%が友人、5%が両親、3%が離婚した夫である。

加害者の年齢について、30～39才が47.8%、20～29才が31%、40代以上が19.6%、10代が1.5%。

加害者の学歴について、33.4%が8年制、31.6%が10年制、19.6%が大学、8.6%が専門学校、4.3%が小学校、2.5%が教育暦なし。

また、社会主義の時代に存在しなかった問題として、人身売買、売春、拉致、人質、強制労働、偽装結婚、外国人との養子縁組、スーカークー問題をあげている。

(2.2.2.2) 売買春について

売買春についての調査研究は、1997年、ウランバートルで警察が1000人の売春婦を取り調べたのが最初である。1998年に初めての児童売春調査報告として、「女性研究情報センター」が“Child Prostitution Trends”、警察の青少年課が“Survey on Children Involved in Crime”を出版した。2000年、警察がウランバートルで少女80人の売春婦、2002年、ウランバートルだけで200から250人の売春婦を取り調べた。2001年にILOとモンゴル国立大学人口研究所、NGO「モンゴル青少年発展センター」が共同で10代の売春について調査を行い、“Study on the trends and nature of child prostitution”を出版した。

ILOが支援し、モンゴル国立大学人口研究所がNGOモンゴル青少年発展センターの協力を経て、2つの調査を行い、2001年に“Study on the trends and nature of child prostitution”報告を出している。1つは、ウランバートル市内6区の12の学校の7年生から10年生(15才から18才)の生徒1193人をランダムに選び、売春に関して間接的に聞き取り調査。もう1つは、実際に売春の経験がある、或いは売春をする可能性の高い66人の少女に対して、売春に関する直接的な聞き取り調査である。ここでは66人の少女に対して行った調査結果の一部を紹介したい。

①調査対象の66人の少女について

少女たちの生活の場、36.1%がストリート、32.0%がマンホール、20.6%がアパート周辺、16.0%が自分の家、13.9%がケアセンター、12.0%が他人の家で暮らしている。少女たちの受けた教育は、37.0%が学歴なし、27%が8年制、2%が小学校卒。最初の性行のきっかけは、45.5%がボーイフレンドの求めや他人の強要、36.4%がレイプ、18.2%がストリート生活へ戻ったこと、16.4%がお金を稼ぐためと回答している。

②客の年齢について

客の年齢層は、32%が19-25才、28%が26-

35才、20%が18才未満、11%が36-45才、5%が46才以上である。

18才以下の客の75%が13-14才の少女を、19-25才の客の75%が13-14才と15-16才、57.1%が17-18才の少女を、26-35才の客の50%が15-16才、64.3%が17-18才の少女を買春している。

③売買春の場所について

地域としては、首都ウランバートル、ダルハン・オール市、エルデネット市(モンゴル三大都市)、ドルノド県(東部中国国境地帯)、セレンゲ県(北部ロシア国境地帯)、ザミンウード(南部中国国境地帯)が多い。

場所としては、ホテル、映画館、カラオケルーム。

④売春の代価

売春の値段は、半時間3000トゥグルク(≒300円)、1時間6000から8000トゥグルク、1泊10,000から15,000トゥグルクまたは30,000から40,000トゥグルクと報告されている。

⑤客の扱いについて

少女たちが回答した客の不本意な扱いには、侮辱、暴行、時間延長の強要、不払い、異常な性交渉の要求がある。この内、57.1%が異常な性交渉、42.3%が暴行と脅迫、39.3%が侮辱、35.7%が時間延長の強要、25.0%が不払いをあげている。売買春の現場において少女たちが暴力にさらされている実態がわかる。

⑥売春の頻度について

少女の60.6%が回答を拒否、15.2%が1週間に2、3度、15.1%が月に4、5回、9.1%が毎日と答えている。

⑦一日の客数について

1、2人という回答が60～62.5%、3、4人という回答が20～37.5%、5、6人という回答が0～20%である。

⑧売春をやめる条件について

少女たちは、やめる条件として51.5%が就職をあげている。27.3%が自分の家に帰ること、手に職を

つけること、自分の家をもつことをあげている。

④少女たちの夢について

53.0%が「教育を受け、専門を身に着きたい」、「就職してお金をかせぎたい」、12.1%が「穏やかに安心して暮らしたい」、7.6%が「自分の家を持ちたい」と願っている。

1998年の「女性研究情報センター」の報告によると、売春婦の内、11%が地方出身者である。1999年から続いたゾドと早魃により、家畜という生産手段を失った遊牧民が首都に流れ込んでも、仕事につけなければ、自分を売るしかない。これはまた人身売買の温床にもなっていく。

(2.2.2.3) 人身売買について

2000年以降、モンゴルでは地方から首都への移住、首都から外国への出国の度合いが激しくなっている。外国で働くモンゴル人は43,000人とわれ、労働力の5%より大きい。外国での就学と就業者100,000人に達し、韓国に住むモンゴル人は16,000人というデータがある。この外国出国には正規の手続きを踏まない出国、現地での不法就労、不本意な強制労働が含まれていることも確かである。このような現実が深刻化する中でNGO「人権発展センター」が中心に実態調査と被害者の救済が行われている。

国立人権委員会とNGO「人権発展センター」が2002年に“The Crime of Trafficking of women and children in Mongolia: The current situation”（「モンゴルにおける女性と子どもの人身売買：その現状」）出版し、NGO「人権発展センター」が2003年に“Legal and Policy framework to combat trafficking in women and required reformation”を出版している。この2冊の報告書から人身売買の現状の一部を紹介したい。

①人身売買の背景

NGO「人権発展センター」はモンゴルで人身売買が起こる原因を前掲書の中で述べているが、まとめると次のようになる。

1990年の民主化以降、モンゴルの外交は開放政策を取り、国民は世界の国々に自由に行くことができるようになったが、人身売買などの国際犯罪やコレラやHIVなどの伝染病も入ってきやすくなった。

市場経済の移行期に、貧困、失業、女性の売春、若者の麻薬、不法海外渡航、ビザの偽造、外国人との結婚などに対する興味が増し、モンゴル側に人身売買の関係者に接触しやすい状況が生み出された。また海外渡航したモンゴル人が当地での生活に対して無知であるため、人身売買の仲介者に取り入れられやすくなった。

モンゴル政府はいまだに貧困問題を解決できず、1998年の時点でモンゴルの人口の35.6%が貧困、あるいは極貧であったが、2001年には50.7%が貧困となった。貧困の原因は、最低賃金が26,000トゥグルクで、これは貧困ラインをわずかに越え、生活ギリギリの金額である。

この10年間、雇用先が減り続け、失業者が増え続けていること。

これらの理由で、モンゴルの若者は仕事を求めて海外へ渡航する。主に韓国、ドイツ、アメリカ、日本に出かけている。

不法渡航でも、短期間で高収入を得たいという欲求に対し、パスポートやビザの偽造などの不法手続きのサービス、海外就労・就学の情報提供紙が広まっている。

②出国先、入国元

モンゴルの女性の性労働先には、マカオで200人、中国、マカオ、シンガポール、フィリピン、ベルギーでも性労働の事例が確認されている。

モンゴルは地理的に特殊な位置にある。北朝鮮の人が韓国へ行くため、また中国の人が資本主義国へ行くため通過する場所、中国とロシアの麻薬取引の経由地、人身売買の送り出し国であり、中国からの受け入れ国になりつつある。

③人身売買先

人身売買先としては、日本、韓国、中国（エレーン、フフホト、北京）、マカオ、ナイジェリア、ブルガリア

がある。

④仲介者について

リクルーターは数年前からモンゴル人になった。リクルーターと出会う場所は、ディスコバー、カラオケ、マッサージルーム

⑤救出された最初の事例

2000年にモンゴル在住のロシア人の姉弟2人が、ヨーロッパ、特にユーゴとルーマニアのバーやレストランでラテンアメリカのダンスをすれば、月に3000ドルの高給職を仲介すると新聞に掲載し、2人のモンゴル女性が応募した。モンゴル女性は経由地中国で監禁され売春を強制された。2001年、ロシア人仲介者は偽装パスポートを入手し、モンゴル人女性はユーゴ人に売られた。被害者は、モンゴルの家族と電話連絡を取り、家族は外務省に帰国の手配を依頼した。加害者は、モンゴル在住者であったため、モンゴルの刑法で裁かれ、6年の刑に処された。

(2.3) まとめ

ここでは紙面の都合上、インタビューを取り上げなかったが、NGOの調査研究は被害者の思いがよく伝わってくる。同じモンゴル人として、痛みをわかちあいながら丁寧な聞き取り調査が行われたことが想像できる。このような家庭内暴力、売春、人身売買の被害者の声をとりあげることは、民主化後の情報公開の成果であり、特に売春婦の思いを取り上げることは社会主義の時代には考えられないことであった。逆に、それは、現実の問題がいかに深刻かということを表している。

このような新しい調査研究が、女性の手によって、市場経済移行後に起こった問題から目をそらさず、それを解決するために盛んに行われていることは非常に意義深いことである。女性研究者、NGO職員自身も様々な問題を抱えながらの調査研究に取り組んでいると思うが、困難を乗り越えて、継続してほしいと思う。

さて、民主化後、社会主義の時代の女性に関する研究の問題点は解決されたのか、ということをもう

一度考えてみたい。

1つめは、どの調査研究も「社会主義の時代はよかった。市場経済になって悪くなった」という前提をもっている。たしかに社会主義の時代、男女平等の考え方は徹底され、女性の社会進出は保障されたが、市場経済に移行し、女性は家庭内で暴力を受けたり、就職が困難となり売春を生活の糧としたり、人身売買の罠にはまる被害者が生み出されたりするようになったのは、たしかに体制変換にともなう経済的な要因が決定的に大きい。ただ、社会主義の時代に禁止された伝統的な価値観や習慣が、民主化後復活蘇生した中で、潜在的な性差別の意識も再生したのではないかと考えられる。主人が家畜をしつける行為と家庭内暴力の関係、復活したラマ教が性に対して寛容であることと売春の関係も考えてみる必要がある。社会主義の時代の男女平等の中身について、詳細に検討しなおす必要があると思われる。

2つめは、国連機関の研究は、資本主義と対峙する姿勢が見られないが、モンゴルの研究もその影響を受けている。ただ、モンゴル人の研究は、被害者と向き合い、救済を目的に進めているので、今後も被害者の立場に立つ研究を深めると、資本主義と闘うことになるだろう。民主化後、外国に出ることも自由になったので、調査研究にかかわる人たちが国際的な学会やシンポジウムに参加する機会が増えた。このアジア現代女性史のプロジェクトの中で、モンゴル人の研究者・NGOが暴力・戦争、反グローバリズムのうねりに合流し、連帯の輪を広げるのは私の役割である。

3つめは、遊牧民女性は非資本主義的發展論によっても解放されなかった。民主化後は市場経済の中で現金収入を得るエンパワメントという視点が主流であるが、それでは都市に住む女性の抱える問題は解決できても、自然を対象に賃金には置き換えられない労働によって自らの手で生活の必要を生み出し、性別役割分担のルールの中で生きる遊牧民女性の抱える問題は解決されない。私自身は遊牧民

会の調査を続けてきた立場から、遊牧共同体の上部構造としての協同組合の設立が、女性の抱える問題を自分で解決する基盤となると考えている。この問題をもっと深めていく必要がある。

4つめは、民主化後も、ハルハ族以外の少数民族の女性に目が向けられていない。しかし、日本の大陸進出から始まり、外蒙古の独立、内蒙古の自治化、中国の文化大革命の影響を直接受けた内モンゴルのブリアート族出身の女性2人が自らライフヒストリーを書いて出版した。旧満州内モンゴルに生まれ、日本の教育を受け、ウランバートルに越境したブリアート族の女性ベ・ツェベクマは1999年に『星の草原に帰らん』を、同じような人生を歩んだツェ・HANDSレンは2000年に『HANDSレン回想録—二十世紀に生きた私の生涯』を日本語で出版している。彼女たちがライフヒストリーを自分で書いて残そうという主体性を日本が支援することは、私たちの現代史を問い直すことにもなる。また、彼女たちのように高等教育を受けなかった人々、遊牧民女性が書いて残すことのないライフヒストリーはフィールドワークをして丹念に聞き書きをする必要がある。この現代アジア女性史研究プロジェクトの中でもその調査の基盤を築けたら幸いである。

以上、モンゴルの女性に関する研究の動向を紹介しながら、非常に興味深い分野であることと、自分の役割を再認識することができた。